

令和4年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会 議事概要

1. 日時及び場所 令和4年7月1日(金)午後1時53分～午後2時26分

2. 出席者 委員 10名(敬称略)
今井博康、佐藤レイ子、經亀真利、鈴木孝幸、鈴木久雄、
今田英徳、林榮子、東則子、八木橋秀幸、白崎敬浩

申請法人 1名(敬称略)
一般社団法人 Weapon to live 代表理事 加藤美幸

事務局 3名
三浦障がい福祉課長、飯塚障がい福祉係長、加藤障がい福祉係主任

3. 議事概要

(1)開会

事務局： それでは、ただいまから、第1回、江別市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、任期中の委員の変更がございましたのでお知らせいたします。

札幌運営支局の久保田委員が令和4年4月1日付で異動となったため、後任の委員として同じく札幌運輸支局の經亀真利委員が委嘱されております。

經亀委員： 札幌運輸支局の經亀です。よろしくお願いいたします。

事務局： 以上任期中の委員とあわせまして、10名の委員が委嘱されてますので、江別市福祉有償運送運営協議会設置要綱第3条の規定に基づき、11名以内の委員をもって組織されていることを報告いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、令和2年度、3年度については、書面協議とさせていただきます。対面での協議は3年ぶりになり、その間に事務局担当が変わっておりますので今年度の事務局を紹介いたします。

【事務局紹介】

事務局： どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日の配付資料の確認を行います。

【事務局から配布資料の確認】

事務局： それでは、次の次第の2から要綱に従いまして、これからの進行は今井会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

(2)議事等

今井会長： 皆さん、お久しぶりでございます。

それでは次第の2の議事等の「福祉有償運送の新規登録に係る協議について 一般社団法人 Weapon to live」にうつります。

今井会長： 申請法人の入室をお願いいたします。

【申請法人 入室】

今井会長： それでは申請法人名と職、氏名をお伺いします。

申請法人： 一般社団法人 Weapon to liveの代表理事 加藤美幸です。

今井会長： それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局から事前配布資料を基に説明】

今井会長： 今の説明について、申請法人から事業実施に関する補足説明等ありますか。

申請法人： 知的障がい・発達障がいを主に支援しており、交通機関を使用しての移動が可能な場合もありますが、状況や環境によって自傷行為や他害行為をしてしまうことも予想されますので、そのため安全を考えて今回申請いたしました。以上です。

今井会長： はい、ありがとうございます。

ここまでの説明について、委員の皆さんから質問や意見はありますか。

鈴木(久)委員： 資料1ページの「福祉有償運送にかかる安全管理に関する調査書」は、法人がつくったものですか。市が作ったものですか。

事務局： 運営協議会資料の様式ですが、様式を法人に渡し、法人が回答を作成しております。

鈴木(久)委員： では、江別の協議会事務局で、マニュアルに沿ってこの様式を承認したということでしょうか。様式のベースは運輸支局等のガイドラインに基づいているのでしょうか、札幌では、あまりこの様式を見たことなかったように思います。事務局から送られた資料を見て、法人で作成したのかと思いました。協議会で様式の確認をしたのなら私もその場にいるはずで、単に私が見落としたのかもしれない。

この1ページの3ポツについて、「福祉有償運送の運行中の事故、違反に関してですが、運行管理者宛に事故報告書を事故が起きた日より1週間以内に提出し、提出されたタイミングで『事故報告書』を基に安全について個別研修を運行管理者が行い、受講後に『受講報告書』を提出させます。」と回答していますが、事故報告書は、事故当日に提出させることが望ましいです。

それから、個別研修という言葉がありますが、事故後、可能な限り早めに研修を行う体制をとってほしいということがあります。

また運転者登録2名中2名が運行管理の責任者、及び運行管理の責任者の代行者に就任しています。運行管理の責任者が事故を起こした場合、個別研修は、誰が行うかとか、事故をいかに防ぐかまた事故が起きた後の体制という部分について、整備をしていただきたいと思います。

私はタクシー運転手ですが、事故を起こした場合はその時点で、事故報告書を書いて会社に提出し、後日、会社が「なぜその事故が起きたのか」など事故に関わる勉強会みたいなものをやります。事故報告書の提出が1週間以内となると、だんだん記憶が薄れますし、やはり自分に都合良く書くのが人間です。

今のタクシーは、全部ドライブレコーダーがついているので、ドライブレコーダーと齟齬がないよう事故報告書を作成しますが、福祉有償運送の場合、ドライブレコーダーの義務化はされていませんよね。その中で、事故を起こしたら、その部分について速やかに事故報告書を作る必要があります。

報告書に基づいて、指導・個別研修をする方が、実態とその報告書がどう違うか同じか整合性を確認して、今後の事故起こさないことに役立てていただくほうがいいのかと思います。

このベースになってるものを、江別の協議会で確認したのなら、私がそのときに見落としており、見落とした私の責任もあるのかなと思うところはあるのですが、いかがでしょうか。

經亀委員： まず基本的に事故は、今、お話のあったとおり、やはり、管理者の方に速やかに報告するというのは必要であって、そこで運行管理者の指示を仰いで、怪我人が発生したということであれば怪我

の手当てであったり、あと警察とか関係機関への連絡等、速やかにやっていただくという形になります。ここにある事項は、単純な物損事故を想定して書かれているような形であるようですが、人身事故もあるので、そういった部分の関係を注意していただきたい。自動車事故報告規則という法律がありまして、それに基づくと、例えば死傷者とか重傷事故が起きるようなケースであれば24時間以内に運輸支局に報告しなければなりません。

鈴木(久)委員 その辺の記述は確かにおっしゃるとおり、多分、想定する事故が、重大事故じゃなく軽微なもの、自損で終わるようなものを想定して書いていると思います。重大事故は、一歩間違えれば起こり得る話なので、そこらへんの記述はもう少しあったほうがよいです。

申請法人： わかりました、ありがとうございます。

今井会長： 今のお二方のご意見は後の審議事項でもう少し整理します。
ほかにご意見、ご質問いかがですか。

八木橋委員： はい。運行管理規程に関して、2番、利用するNボックス、これは福祉車両ですか。それとも普通の車ですか。

申請法人： 普通の車です。

八木橋委員： 特に車椅子を乗せられるような改造とかしているわけではないということですね。

申請法人： はい。

八木橋委員： 無線等についてはついているのですか。

申請法人： ついていないです。

八木橋委員： そうなると、運行管理規程の8ページ、無線の関係の項目がありますが、無線がついていないということは、事故が起きたときには携帯電話で連絡するというでしょうから、実情に合わせた規定にしないといけません。このまま書いてあると、これをきちんとやっているかチェックしないといけません。その辺が少し気がかりです。

あと、運転者登録が2名で利用者は3名ですが、利用者は病院通院の可能性はありますか。

申請法人： 病院通院よりも、お散歩や少し遠い公園に行つての気晴らしや買い物が主になります。

八木橋委員： では通院の介助は今のところ考えていないということですね。もし通院の介助があるのであれば、加藤さんは資格を持っているようですが、東さんはヘルパー2級とか移動介助の資格を持っていないですね。

申請法人： 持っています。

八木橋委員： 添付されていなかったのですが、資格があるならば問題ないです。私からは以上です。

今井会長： ありがとうございます。その他、ありますか。

鈴木(久)委員： 42ページの5ポツについて、所有車両のところに数字が入っていますが、法人で所有している

車はなく持ち込み車両のみですよ。

それから58、59ページにある運転免許証には本来有効期限が載っているのですが、江別市が消したのですか。有効期限がないと、免許証が切れているのか、切れていないのかわかなくなります。免許証交付日より有効期限のほうが大事だと思うのですが私の認識違いでしょうか。

経亀委員：この辺は、個人情報を隠すためにやっていますが、運輸支局では、申請時に、有効期限が消えていないものを当然確認いたします。

鈴木(久)委員：生年月日でどのくらいの年齢の方が乗務してるのかを知るため、消さずに載せていただいております。免許の有効期限も個人情報にはなるとは思いますが、公布日から3年有効の人と5年有効の人がいますので、有効期限は消さずに協議していただきたいと思っております。

事務局：今回、コピーを濃くとりすぎて消えてしまいました。気をつけます。

東委員：はい。

今井会長：はい、どうぞ。

東委員：58ページの免許証のコピーの裏に「アクセル・ブレーキは手動式に限る」とありますが、使用車両もそのようになっているのですか。

申請法人：はい、そうです。私は下肢に障害がありアクセル・ブレーキは手動式ですが、健常者の運転でも可能なように普通のアクセル・ブレーキもあります。

今井会長：ほかに意見等なければ、審議に移りたいと思っております。
申請法人は恐れ入りますが、退出のうえお待ちください。

【申請法人 退出】

今井会長：それでは、大きくわけて3つほど意見があったように思います。

1つ目は、調査書1ページの、3ボツのところですが、1週間以内と示されているところを、「速やかに」と文言変更してはどうかということ。

それから2つ目は、個別研修を誰が行うとかを明記したほうが良い、この3番については人身事故を踏まえて、整理しなおしたほうがよいだろうというご意見をいただきました。

それから3つ目は、8ページの第17条、無線機器等と書いてあるところを、もう少し具体的に対応したほうがよいのではないかとご意見をいただきました。ご意見は以上で、あとは事務局への要望です。ほかにつけ加えることあれば、この場でお伺いします。

八木橋委員：すいません、先ほどの続きですが、今、お話のありました無線機器関係だと、乗務員の安全サービス規律にも無線電話の項目があるので、その辺は実態に合わせた形での内容に変更していただければと思います。実際に無線機を積んでいるわけではないので、非常時になったときに、専用の携帯電話を設置しているとか内容を変更していただければと思います。

山など、場所によっては携帯電話もつながりにくい場所があるかもしれないので、その辺をどうするのかというのを具体的にさせていただければと思います。

皆さん御存じのとおり、観光船KAZU Iのような問題があります。こちらは海ですが、やはり人に関係することで同じことが言えるのではないかと思います。無線に関する規定を削除するとか、携帯電話に変更とかを考えていただければと思います。

無線電話は一般的にタクシー無線になるので、通信設備に関しては携帯電話を準用することにする必要があるかと思います。タクシー無線機を設置するとなると従事者の免許等確認が必要で

すし、日常点検の中でも、そういう項目を入れないといけないので現実的に合わせた形で、内容を修正していただければと思います。

今井会長：ありがとうございます。では今のご意見を踏まえて、おおよそ4点ほどの話になったのですが、審議します。「1点目 福祉有償運送が必要かどうか」、「2点目 運転者の要件、安全管理が整っているか否か」、「最後3点目は、客から受け取る対価が適正か否か」です。この3点について、ご意見ありますか。

經亀委員：必要性の部分でいいますと、江別市内における要介護者とかの状況、高齢化率、身体障害者の方の数とか、そういう人たちの輸送が満たされていないという場合については必要性があると思います。その辺についてお分かりになるデータのものがあれば、口頭で教えていただければと思います。

事務局：障がい者数ですね。

經亀委員：はい。あと要介護者が今どれくらいいるだとかを教えてください。細かい数字はではなく、増えているとか、ここ数年は異常であるとかで結構です。

事務局：要介護者数及び障害者数ですが、今細かい数字は持ち合わせておりませんが、確かにここ5～6年、確実に今増えている状態です。以上です。

今井会長：ほかに、1番、2番、3番についてご意見ありますか。よろしいでしょうか。
では、結果について、これから、4点お伝えしますので、どれがよろしいかをお尋ねします。
1番は、特に問題なしということで合意する。
2番は、条件つき合意する。一部改善点有。
3番は、合意しない。
4番は、継続審議。
ということですが、今の皆さんの話を聞いていますと、この場合、幾つか条件を整えたほうがよろしいかと思われるので、2番の条件つき合意ということで、事務局から、書類をその旨送っていただく形でよろしいでしょうか。

委員一同：（同意）

今井会長：はい、ありがとうございます。
それでは、申請法人に入室していただきます。

【申請法人 入室】

今井会長：今、審議を行いました、一部改善していただいた上で合意するという結果になりました。
詳細は、事務局から文書でお伝えすることになりますが、今口頭でどういった意見が出たかお伝えします。

申請法人：はい。

今井会長：まず、質問の1ページ目の調査書の、3ポツのところです。
「1週間以内」という文言を、「速やかに」というようにできるだけ迅速に対応されたほうがよろしいのではないかという意見が出ていました。個別研修を行う件については、それを誰が行うのかを明確にされたほうがよいだろうということです。
3ポツについては、人身事故ってということも踏まえて、文章を整えていただくことが重要だろうとな

りました。

今井会長： それから、8ページの第17条で示された無線についてですが、専用の携帯電話を持つとか、それが大変であれば、規定を削除するとか個人の携帯にするとか文言整理が必要です。先日、KAZUIの事故があったように、無線が通じない場合も想定して、この文章を検討し、文言整理をしていただく必要があるだろうということが、意見として出ておりました。

お話は以上となります。先ほど申しましたとおり、後日、事務局から書類の送付がありますので、よろしく願います。

それでは、申請法人は退室願います。

申請法人： ありがとうございます。

【申請法人 退室】

(3)その他

今井会長： はい、それでは次第の3番にうつります。「その他」となっておりますが、委員の皆様から何かございますか。特になければ、事務局から何かありますか。今後の予定等について説明をお願いいたします。

事務局： はい。事務局から、今後の予定についてご説明いたします。

令和4年度、今年度9月末に登録の更新が必要な事業所が1件ございます。日程が近づきましたら、改めてご案内を差し上げますのでよろしくお願いいたします。

さらに、委員の皆様は令和4年10月31日までとなっております。そのための改選を予定しておりますので、その時期が近づきましたら、各団体からの推薦をよろしくお願いいたします。

それから、本日の資料は事務局で回収させていただきますので、机の上に置いたままでお帰りくださいようお願いいたします。

最後に、お帰りの際に、委員報酬の支払い先口座について口座変更のご希望がありましたら、書類の提出をお願いいたします。

事務局からは以上です。

今井会長： はい。その他特になければ、これで第1回江別市福祉有償運送運営協議会を閉会したいと思います。お疲れ様でした。